

これまでの検討委員会の振り返り

林野庁
令和 6 年12月

森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

- 森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置を適切に運用できるよう、特例措置の適用可否に係る判断基準の整備を行うことを目的に、令和2年度より開催。
- ケーススタディや現地検討会も交えつつ、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防備機能等の多面的機能の発揮と森林の管理水準の関係についての科学的な知見、財産権の補償を踏まえた森林経営管理制度の特例措置の運用に関する見解について議論・整理。

森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会検討委員一覧

※敬称略、役職は令和5年3月時点

①委員長

- 植木達人 信州大学学術研究院農学系
教授（森林施業・経営学研究室）

②委員

- 阿部和時 日本大学生物資源科学部
特任教授（森林環境保全研究室）
- 野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士
- 品川尚子 那須法律事務所 弁護士
- 河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会事務局次長
(元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長)
- 片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長



森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

- 令和2～5年度までに、合計13回の検討委員会を実施。令和4年4月に、本検討委員会にて議論した内容を「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」として整理（令和5年2月、令和6年4月にそれぞれ改訂）。

(2) これまでの委員会開催経緯

- | | | |
|--------|------------|-------------------|
| ● 第1回 | 令和2年8月19日 | 書面開催 |
| ● 第2回 | 令和2年11月17日 | ウェブ開催 |
| ● 第3回 | 令和3年1月18日 | ウェブ開催 |
| ● 第4回 | 令和3年6月15日 | ウェブ開催 |
| ● 第5回 | 令和3年8月18日 | ウェブ開催 |
| ● 第6回 | 令和3年11月8日 | 現地検討会
(岐阜県郡上市) |
| ● 第7回 | 令和4年1月28日 | ウェブ併用開催 |
| ● 第8回 | 令和4年7月15日 | 対面開催 |
| ● 第9回 | 令和4年10月25日 | 現地検討会
(長野県上田市) |
| ● 第10回 | 令和5年1月20日 | ウェブ併用開催 |
| ● 第11回 | 令和5年7月21日 | ウェブ併用開催 |
| ● 第12回 | 令和5年11月8日 | 現地検討会
(青森県三戸町) |
| ● 第13回 | 令和6年2月7日 | ウェブ併用開催 |

業務参考資料

所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン

令和6年4月

林野庁森林利用課 森林集積推進室

に用いられている指標で判断してよい。この
等が普及している知見をもとに判断しても
よい。
とすることが考えられる。
とすることが考えられる。
予想表等から林齢毎の成立本数の妥当性を評
定する。
に対する生きた枝
の長さ(②÷①)です。
枝の下層まで十分
枝が枯れて②が小
さいです。一般的に
腐敗性が高いと考え
られます。
径③で割って得ら
れる生育すると幹
の形状となるため、形
状に形状比が80を
超える状態にあり、風
害を受けやすくなります。



特例措置の活用を考えたい
は、あるか(あるいはあるかは判断することは可能か)。
用の場合は、地形傾斜が30～35度以上を整備
が考えられる。
度が高い場合には、微地形表現図や地質図
状況等から、地域ごとに目安を置くことも考
えられている。

保安林に指定されているため優先的に取り組むべき。

所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン(概要)

- 令和4年4月に、森林経営管理制度に基づく**所有者不明森林等における特例措置活用を進めるための「ガイドライン」**を作成(令和5年2月、令和6年4月に改訂)。
- **所有者探索の方法を解説**するとともに、特例活用の留意点をQ&A形式で整理。また、実際の活用事例やケーススタディ、その他各種法制度の活用方法も掲載。

ガイドラインの構成

1 所有者不明森林を取り巻く状況

制度の創設背景や取組の現状について解説

2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

森林の役割や手入れの必要性を解説

3 共有者不明森林等に係る特例の手続

森林所有者の探索方法を解説

4 具体の活用場面における検討

Q&A形式で活用のポイントを解説

5 ケーススタディ

ケーススタディ形式で活用のポイントを解説

6 その他法制度の活用

森林整備で活用可能な民法等の各種法制度を解説

7 森林の管理水準に関する資料集(別冊)

森林整備の参考となるガイドブックや論文などを掲載

【ガイドラインのポイント】

①森林所有者の探索方法を詳細に解説

- 森林に関する「登記簿」等の情報から、**不明森林所有者の「戸籍」を探り当てることが最も重要なポイント**。
- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の**探索範囲**は、原則として、**登記簿上の所有者及びその戸籍謄本等から判明する相続人に限定**される。

②Q&A形式で具体の活用場面における疑問に対応

- 森林経営管理制度の特例措置は、森林の有する公益的機能の発揮はもちろんのこと、**木材生産を目的とする場合なども含め**、地域のニーズに応じて、柔軟に**活用が可能**。
- 森林整備が必要かどうかの判断やどのような経営管理を行うかといった点も、**特例措置であるという理由で特別な判断基準の設定や経営管理を行う必要はない**。

③実際の活用事例やケーススタディの掲載

- 北海道千歳市、青森県三戸町、群馬県甘楽町、鳥取県若桜町、京都府綾部市、長崎県波佐見町の取組事例を解説。

④森林経営管理制度以外の各種法制度を網羅

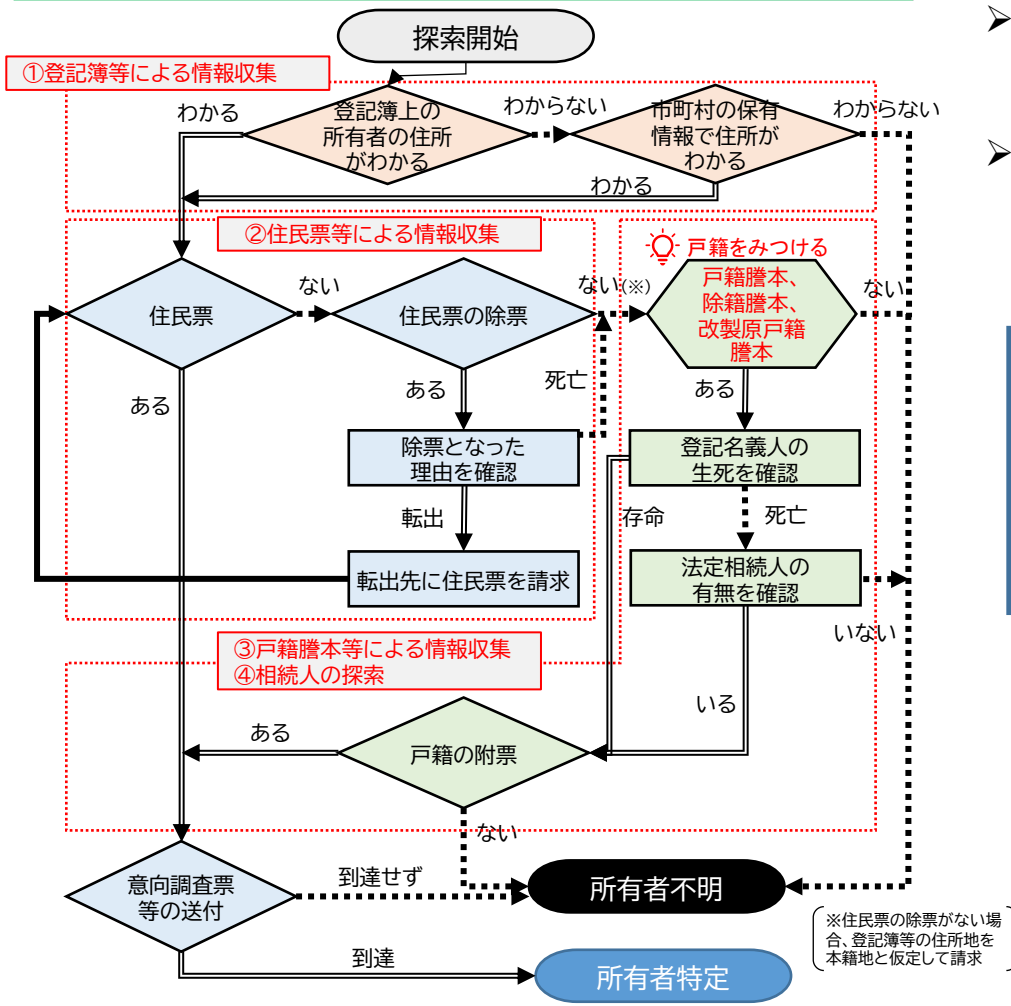
- 共有者不確知森林制度(森林法)、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例(地方自治法)、入会林野近代化法、所有者不明土地管理制度(民法)などによる、所有者不明森林への対応方法を整理。



所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン(概要)

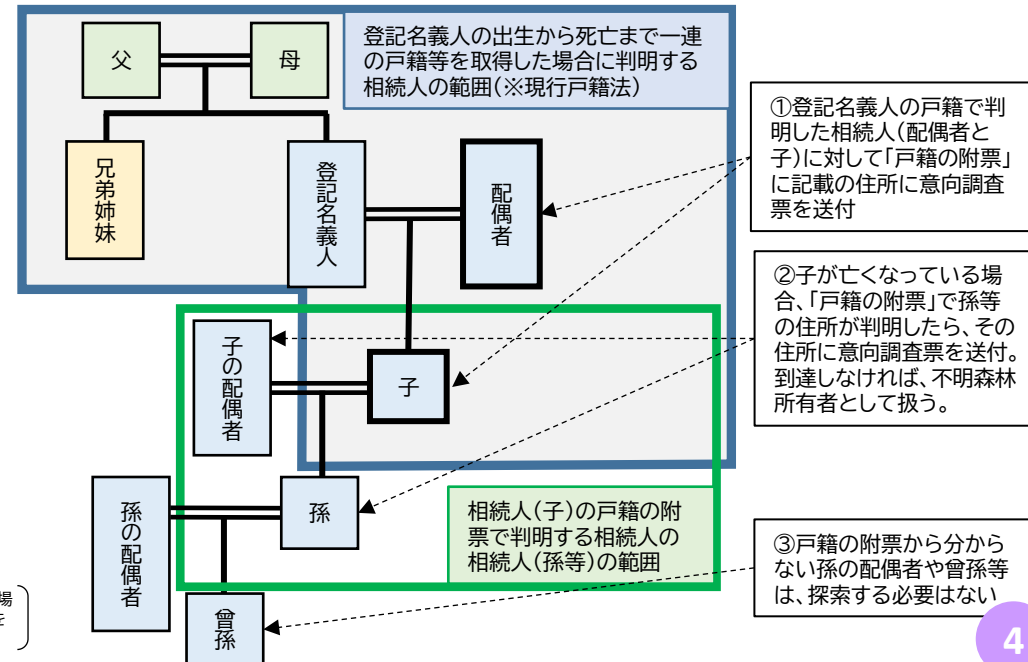
- 探索では、森林に関する「登記簿」等の情報から、不明森林所有者の「**戸籍**」を探り当てることが最も重要なポイント。
- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、原則として、登記簿上の所有者及びその**戸籍謄本**等から判明する相続人に限定。

探索のフローチャート



【所有者が死亡していた場合の探索範囲】

- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、原則として、登記簿上の所有者及びその**戸籍謄本**等から判明する**相続人に限定**される。
- ただし、相続人(子)が亡くなっている場合であって、相続人(子)の「**戸籍の附票の写し**」等から、相続人の相続人(登記名義人の孫等)の現住所が判明したときは、孫等に対して、意向の確認を行う。



所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン(概要)

- 森林経営管理制度の特例措置は、森林の有する公益的機能の発揮はもちろんのこと、木材生産を目的とする場合なども含め、**地域のニーズに応じて、柔軟に活用が可能**。
- 森林整備が必要かどうかの判断やどのような経営管理を行うかといった点も、特例措置であるという理由で**特別な判断基準の設定や経営管理を行う必要はない**。

ガイドラインに掲載している主なQ&A(抜粋)

〔Q1〕林業経営者に再委託して木材生産をしたい

- Q: 林業経営者に伐採、販売等を再委託する場合にも、特例措置を活用することは可能か。
- A: 特例措置は、林業経営者への再委託を行う場合など、林業経営の効率化を目的とする場合にも活用可能。
また、木材生産から加工・流通を含めた産業振興や地域振興など、地域のニーズに対応する場合にも、柔軟に活用することが可能。

〔Q9〕天然林の扱いに迷っている

- Q: 所有者が不明な天然林について、特例措置を活用した管理を行うことは可能か。
- A: 例えば、人為による施業が必要な場合や、周辺の人工林と一体的に管理することで効率的な経営管理の実施が見込まれる場合など、市町村が「必要かつ適当」と認めれば、特例措置を活用することが可能。

〔Q14〕存続期間の設定に迷っている

- Q: 経営管理権の存続期間は、どの程度の長さに設定すればよいか。
- A: 特例措置の活用にあたって、特別な期間設定とする必要はなく、経営管理の目的や内容に沿った期間設定を行うことで、差し支えない(既に周囲の森林で経営管理権を設定している場合は、周囲と同様の期間にする等)。
不明共有者以外の共有者から継続的な管理の要望がある場合には、長期の期間設定とすることも可能。

〔Q15〕所有者不明森林の境界の明確化はどのようにすればよいか

- Q: 所有者不明森林については、片側の所有者にしか境界の確認を求めることができないが、集積計画を定めてもよいか。
- A: 境界の明確化は、現地の状況(林相)や既存の図面の状況、森林整備の内容に応じて実施することで、差し支えない。
例えば、一体的に合意形成が図られた森林内に介在する森林が所有者不明である場合、境界を明確に確定する必要性は低いことから、当該森林の外側の所有者による確認のみとすることも可能。

〔Q19〕全ての相続人が権利を放棄していた

- Q: 登記名義人の相続人に確認したところ、「全員が相続放棄している」との回答であった。このような場合、特例措置を活用することは可能か。
- A: 相続人全員が相続放棄をしており、その他の関係権利者も存在しない(存在の有無も確認できない)場合は、森林所有者が「全員不明」とであるとみなして、所有者不明森林の特例措置を適用することが可能。

〔Q22〕自分はその森林に無関係で、持分を放棄したいとの希望があった

- Q: 共有者の一部から、自分はこの森林とは関係がなく、共有持分を放棄したいとの申し出があった。どのように対応するべきか。
- A: 共有持分の放棄は単独で行うことができるが、一般には、持分の放棄を他の共有者に通知した上で、登記を行うことが必要。この事務は、森林経営管理制度の範囲を超えることから、必ずしも、市町村が対応する必要はない。

所有者不明森林等の特例措置の活用状況

- 令和5年度末までに、意向調査を実施した市町村のうち、156市町村が森林所有者の探索を実施。特例措置の活用は9市町で10件（活用に向けた公告を含む）。

【特例の概要】

共有者不明森林の特例

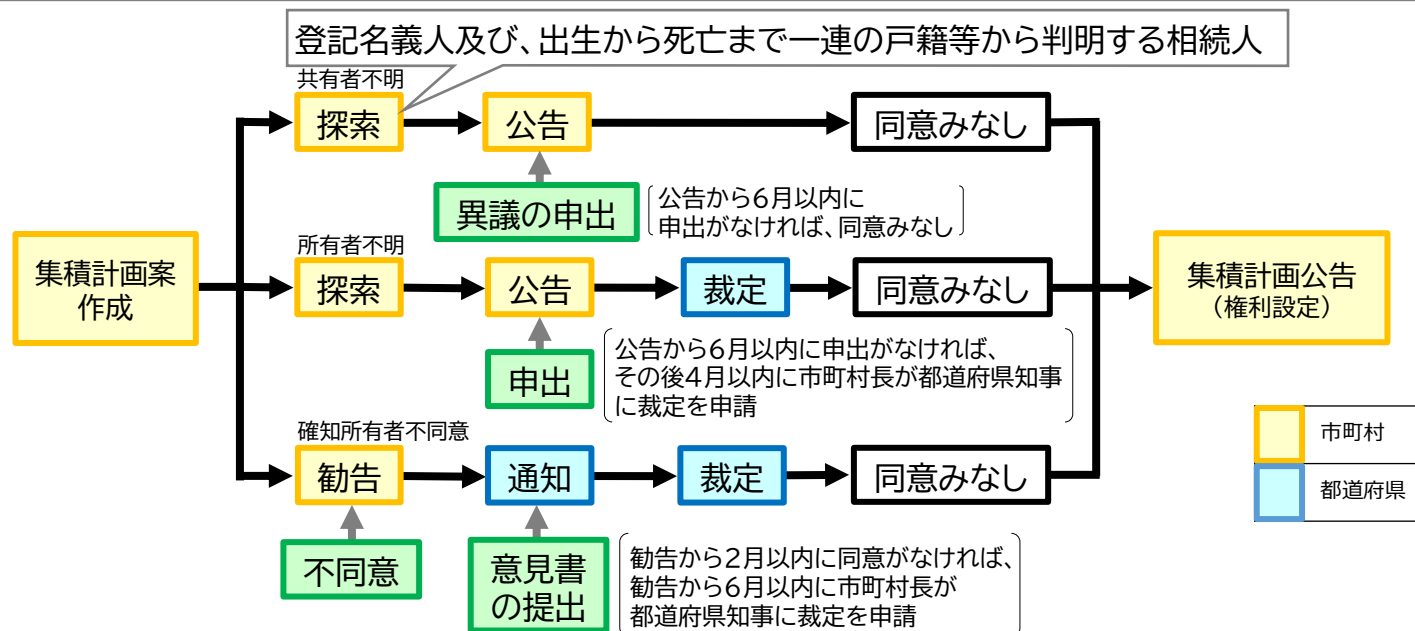
- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- ・森林所有者の一部又は全員が不同意



令和5年度までの取組状況

- 探索に取り組んだ市町村 156市町村
- 探索を行った所有者等 約10,500人
約 6,300ha
- うち判明した所有者等 約 5,800人
約 3,500ha

特例措置の活用件数（活用に向けた公告を含む） 10件（9市町）

- ・共有者不明森林 6件 : 鳥取県若桜町 (R3.10)、京都府綾部市 (R5.4)、北海道千歳市 (R5.7)、群馬県甘楽町 (R5.9)、長崎県波佐見町 (R5.12)、石川県白山市 (公告中)
- ・所有者不明森林 3件 : 青森県三戸町 (R5.12)、群馬県中之条町 (公告中)、愛知県設楽町 (公告中)
- ・確知所有者不同意森林 1件 : 京都府綾部市 (R5.4)

※()内は経営管理権設定時期

所有者不明森林等の特例措置の活用状況

- これまでに3種類全ての特例措置の活用事例あり。
- 経営管理実施権（配分計画）の設定や森林整備の実施に至る市町村も。

所有者不明森林等の特例措置活用状況（令和6年12月時点）

番号	都道府県	市町村名	特例	面積	特例公告始期	進捗状況					備考
						特例公告	裁定	経営管理権の設定	経営管理実施権の設定	森林整備	
1	鳥取県	若桜町	共有者不明森林の特例	0.57ha	令和3年3月	済	-	済	無	済	
2	京都府	綾部市	確知所有者不同意森林の特例	0.33ha	-	-	済	済	無	済	No.3と同一森林
3	京都府	綾部市	共有者不明森林の特例	-	令和4年10月	済	-	済	無	済	No.2と同一森林
4	青森県	三戸町	所有者不明森林の特例	1.72ha	令和4年12月	済	済	済	無	未着手	
5	北海道	千歳市	共有者不明森林の特例	0.11ha	令和4年12月	済	-	済	無	済	
6	群馬県	甘楽町	共有者不明森林の特例	0.33ha	令和5年3月	済	-	済	R6.1-R20.3	未着手	
7	長崎県	波佐見町	共有者不明森林の特例	3.78ha	令和5年5月	済	-	済	無	済	
8	石川県	白山市	共有者不明森林の特例	0.79ha	令和6年5月	実施中	-				
9	群馬県	中之条町	所有者不明森林の特例	0.05ha	令和6年7月	実施中	未				
10	愛知県	設楽町	所有者不明森林の特例	1.98ha	令和6年8月	実施中	未				

9.66ha

【事例】所有者不明森林における集積計画の策定 | 鳥取県若桜町

- 若桜町では、本制度の開始を契機に、公道沿いの森林からモデル地区 1 か所を設定して集積計画を策定。当該森林の隣接森林において、明治期の登記のまま数次の相続が発生し、所有者が不明となっていた。
- このため、隣接森林について、本制度の共有者不明森林の特例措置を活用して、所有者探索、法第11条に基づく公告を経て集積計画を策定し、一体的に間伐等の森林整備を行うこととした。

【対象森林の概要】

- 公道沿いの森林 0.11ha（図の赤枠部分）は、令和 2 年12月に権利者全員の同意により、経営管理権集積計画を策定済み。当該森林では、地籍調査時に所有者の確認が行われていた。
- 他方、集積計画の策定済みの森林に接する斜面上部の森0.57ha（図の青枠部分）については、明治期の登記のまま、数次の相続が発生して、所有者が不明となっていた。



所有者探索の状況

登記 名義人	第 1 次相続	第 2 次相続
A	家督相続によりA、Bそれぞれの子（死亡）に相続	地元に残るA、B、Cの孫、各1名（計3名）を確認（同意取得済）
B		
C	配偶者及び子9人（全員死亡）に相続と推定	
D	配偶者（死亡）に遺産相続と推定	甥に相続と推定されるが、甥の相続人が不明（全体の6分の1の持分が不明）
E	家督相続により子に相続（同意取得済）	—
F	配偶者に相続（同意取得済）	—

【所有者探索の経緯】

- 当該所有者不明森林の登記名義人は、明治生まれの 5 名を含む 6 名。その後、相続登記がなされないまま、数次の相続が発生。
- 町が不動産登記簿と戸籍により、相続人（6 名）を特定。登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人 5 名を確認して、全員から同意を取得。
- Dについては、甥に相続されたと推定されるが、甥の相続人が不明であったため、共有者不明森林の特例制度を適用。
- 町では、令和 3 年 3 月17日付で法第11条に基づいて公告。その後、6 か月以内に異議の申し出がなかったため、令和 3 年10月に経営管理権集積計画を公告して経営管理権が設定された。

【策定した集積計画に基づく経営管理の内容】

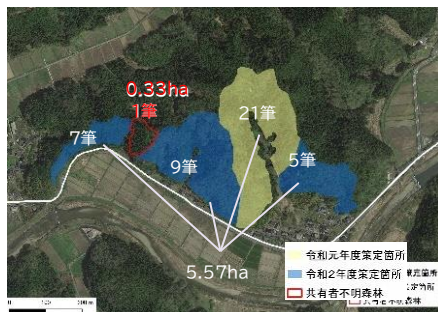
- 公道への倒木や土砂流出を招かないように、弱度の間伐を繰り返しながら、森林を育成。
- 施業の繰り返しを考慮して、経営管理権の存続期間は15年に設定。
- 手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合には、皆伐して、森林を再造成することも選択肢として想定。

【事例】 共有者不明森林・確知所有者不同意森林における集積計画の策定 | 京都府綾部市

- 綾部市では、人工林の約6割で過去10年間に手入れが行われていないことから、**モデル地区を設定**して、森林経営管理制度を活用した森林整備を推進。同意が容易に取得できた森林から、順次、経営管理権集積計画を策定。
- 市内の共有林について、森林経営管理制度の特例措置である**確知所有者不同意森林の特例措置**及び、**共有者不明森林の特例措置**を活用して森林整備を実施。

【モデル地区の概要】

- モデル地区（16ha）は**集落や幹線道に接しているが、10年以上にわたって手入れがされておらず**、森林整備の優先度が高い状況。
- 令和3年4月までに、5.57haで集積計画を策定し、順次、間伐を実施。残る0.33haの森林について、所有者の一部が不明等だったことから、特例活用に向けた手続きに着手。



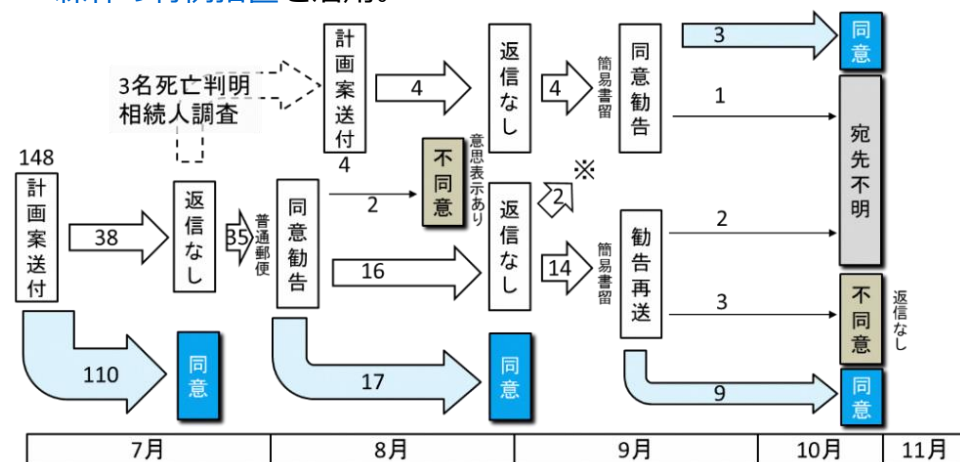
モデル地区の状況

【意向調査から森林整備までの流れ】

- 令和2年1月：モデル地区の意向調査を実施。
- 令和2年6月～11月：モデル地区の相続人の探索を実施。
- 令和3年1月：モデル地区の意向調査を実施（共有林含む）。
- 令和3年7月：共有林（0.33ha）の確知した相続人に同意依頼。
- 令和3年8月：同意の回答がなかった所有者に対して、同意の勧告を実施（さらに回答がなかった所有者に対し、9月に再度勧告）。
- 令和4年2月：未回答又は不同意（関わりたくない等）の共有者に関し、京都府に対して、確知所有者不同意森林の裁定を申請。意見書の提出等の手続きを経て、同年9月に京都府が裁定を実施し、同意みなしが確定。
- 令和4年10月：宛先不明の共有者に関して、共有者不明森林の特例措置適用のため、集積計画案の公告を実施
- 令和5年4月：集積計画案に対して、6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。
- 令和5年5月：当該森林を含む1.18haについて、間伐を実施。

【所有者探索の結果】

- 共有林（0.33ha）の**登記名義人は25名**。
- 探索の結果、**148名の共有者が判明**（同意依頼等により最終的に**147名が対象者**と判明）。139名から同意を取得。**3名が宛先不明**、**5名が未回答又は口頭で不同意**（関わりたくない等）の意思表示。このため、**確知所有者不同意森林及び共有者不明森林の特例措置**を活用。



※ 1名は相続発生前に死亡（対象外）、1名は死亡

【経営管理の内容】

- 対象森林は、傾斜が40度近くになる箇所があり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスも限定されることから、**販売利益を見込んだ搬出間伐は困難な状況**。
- 対象森林の周囲では、**伐捨間伐を前提として経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたことから**、同様の内容で同意を取得（経営管理権の存続期間は5年で設定）。

【事例】所有者不明森林における集積計画の策定 | 青森県三戸町

- 三戸町では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に本制度を活用して、森林整備を進めていく方針。
- 町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林の一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者全員が不明。町では、所有者不明森林の特例措置活用を決定。町は6カ月間の公告、県による裁定等を経て、集積計画を公告し、経営管理権を設定した。

【対象地区の概要】

- 対象地区は、住宅に隣接しており、広葉樹を主体とした林分で、三戸町森林整備計画において、保健機能を特に発揮すべき森林として位置付けられている。
- しかしながら、一部では倒木が発生し、景観や安全・安心の観点から、周辺の住民からは町に対して対応を求める声が上がっていた。
- このため町は森林経営管理制度を活用して森林整備を進めることとした。



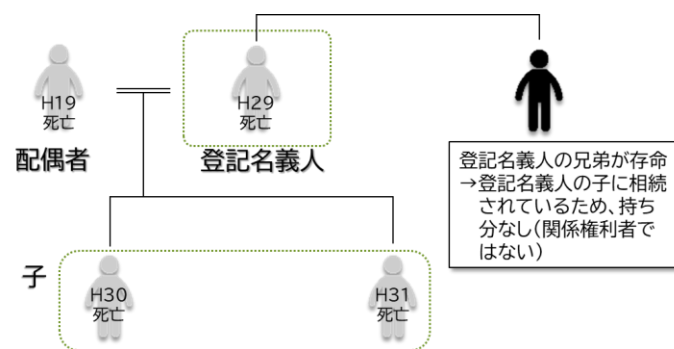
＜対象林分空中写真＞

【具体的な手続】

- 令和2年度：町内全ての森林所有者を対象に意向調査を実施。
- 令和3年度：意向調査の結果を踏まえ、制度の運用方針を決定。
- 令和4年8月：対象地区の探索を実施。
- 令和4年12月：所有者不明森林の特例措置の活用のため、集積計画案の公告を実施。
- 令和5年9月：6カ月間の公告期間中に申出がなかったため、町は県へ裁定を申請。
- 令和5年11月：県は、経営管理権を町に集積することは必要かつ適当であると判断し、裁定を実施。
- 令和5年12月：町は集積計画を公告し、経営管理権を設定。

【探索の結果】

- 登記名義人は1名。
- 探索の結果、相続人が全員死亡し、同意を取ることができないことから、町は所有者不明森林の特例を活用。



【青森県による裁定】

- 裁定申請を受け、県では法第27条に規定される事項について、所有者探索状況、施業履歴、倒木の発生状況を現地調査も交えて確認。
- 結果、当該森林では、現に経営管理が行われておらず、経営管理権を町に集積することは必要かつ適当と判断し、裁定を実施。



【経営管理の内容】

- 今回対象とする林分は、町森林整備計画では、保健機能森林に指定されており、景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、森林の現況に鑑みて、こうした施業が行われているとは言い難い状況。
- そのため、町では、皆伐を行って低木樹種の植栽を実施したい考え（経営管理権の存続期間は20年で設定）。

【事例】共有者不明森林における集積計画の策定 | 北海道千歳市

ちとせ

- 千歳市では、意向調査及び現地調査の結果をもとに「森林整備フロー」に沿って整備方針を整理。そのうち一団の形成が見込まれる森林をモデル団地として設定し、市の森林経営管理事業による森林整備に取り組んでいる。
- モデル団地内の人工林について、共有者の一部が不明。市は共有者不明森林の特例措置を活用し、経営管理権を設定した上で、周囲の森林と一体的に間伐を実施。

【対象地区の概要】

- 対象地区は、約4.5haのトドマツ（一部カラマツ）人工林（うち特例適用0.1ha）
- 森林所有者14名（うち特例適用1名）
- 風害による倒木や傾斜木等による被害が発生しており、市道に面していることから、今後の被害を未然に防ぐため、市は特例措置を活用し、森林整備を実施

【具体的な手続】

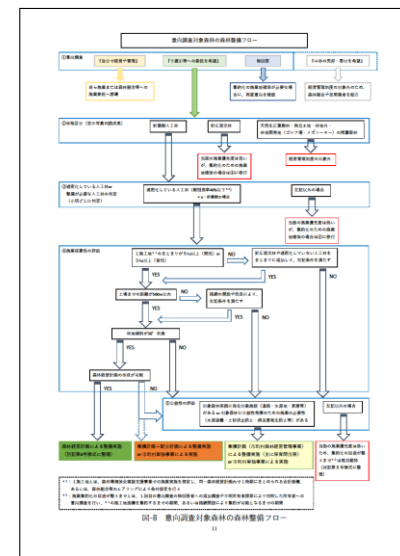
- 令和元～2年度：対象森林の選定、意向調査実施
- 令和3年度：モデル団地を設定し、団地内の森林所有者に事業内容の事前説明
- 令和4年11月：確知している共有者から集積計画案の同意を取得
- 令和4年12月：団地内の森林について、共有者のうち1人が不明であったため、共有者不明森林の特例措置に係る公告を開始
- 令和5年7月：6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定
- 令和5年10月：集積計画に基づく施業実施

【探索の結果】

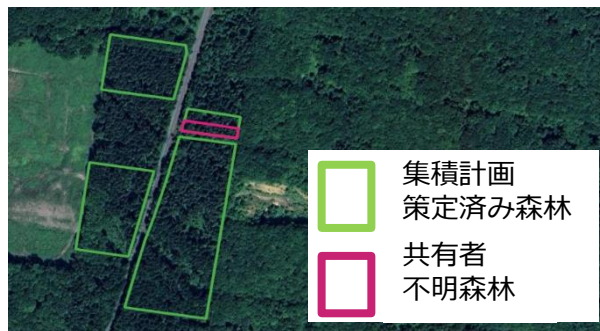
- 登記簿上の所有者は2名
- 共有者2名のうち、1名が宛先不明
- 登記簿に記載されている住所の市町村に対し住民票、戸籍謄本、除籍謄本等を請求したが、該当なしと回答

【経営管理の内容】

- 計画期間は5年間
- 間伐及び倒木・危険木の処理を実施
- 台風の後など、年2回程度の巡視を実施し、被害を確認した場合は、必要に応じて被害木を整理する



森林整備フロー



周辺の集積計画策定状況



公道沿いの倒木

【事例】共有者不明森林における集積計画の策定 | 群馬県甘楽町

かんらまち

- 甘楽町は、本制度の財源となる森林環境譲与税が少額であることから、**林業事業体への再委託**（配分計画の策定）を**前提**として、森林経営管理制度を運用。
- 共有者が一部不明の森林で、本制度に係る**共有者不明森林の特例措置**を適用。今後、所有者が判明した森林で策定した集積計画と一体的に、林業事業体への再委託を行う予定。

【対象森林の概要】

- 対象森林は、道路沿いの谷筋にあり、林内にはかつて整備された作業道がある。
- 令和元年度に、対象森林の所有者25名に対して意向調査を実施。その結果、22名から回答があり、うち16名が委託希望と回答。
- 所有者全員が判明した森林17haについて、令和5年3月に集積計画を公告。
- スギ42年生の人工林で地区代表者4名の連名で登記された森林3.3haについて、代表者のうち3名は相続登記が行われていたため、同意取得できたが、**残る1名は所在不明**。

【具体的な手続】

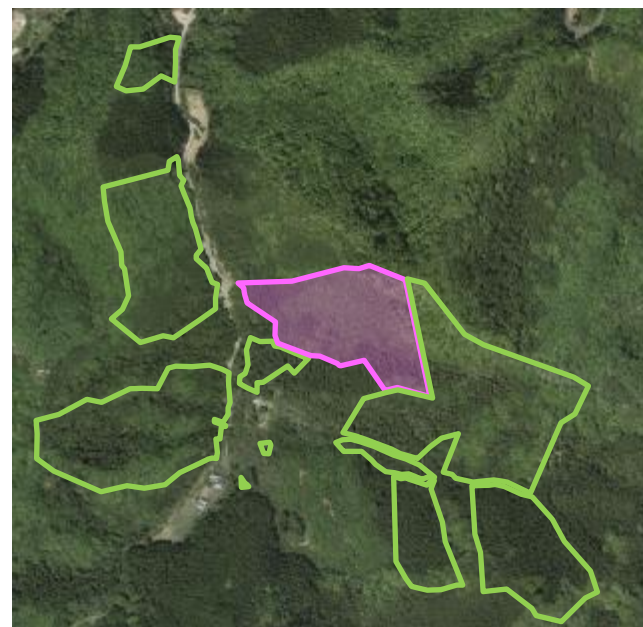
令和元年度：対象森林の意向調査を実施。
令和2年度：対象森林の経営管理集積計画案を策定。
令和4年度：対象森林の所有者同意取り付け、境界測量を実施。
令和5年3月：17ha分の集積計画を公告するとともに、3.3ha分について共有者森林の特例措置に関する公告を開始（同年9月まで）。

【所有者探索の結果】

- 所在不明者の登記簿上の住所は町内で、住民票から、明治8年生まれ、昭和22年に**死亡していることが判明**。
- 戸籍謄本から、**配偶者と子6名**がいることが判明。配偶者は昭和32年に死亡。子6名も全員、婚姻により除籍。
- 子6名について戸籍の除附票等を確認し、**全員が死亡していることが判明**。

【経営管理の内容】

- 令和5年度以降に、17ha分に加え、**3.3ha分の集積計画を合わせて、配分計画**を策定予定。
- 計画期間は15年間。施業内容は、主伐・再造林も含むが、当該共有者不明森林では間伐のみを行う予定。



-  集積計画策定済み森林（17ha）
-  共有者不明森林（3.3ha）

【事例】共有者不明森林における集積計画の策定 | 長崎県波佐見町

- 波佐見町では、東彼杵郡3町と東彼杵郡森林組合が連携し、10年以上施業履歴がない私有人工林を抽出。それらの森林の整備に森林経営管理制度を活用。
- 集積計画の対象森林のうち、一部の森林について共有者が不明。町は**共有者不明森林の特例措置**を活用し、経営管理権を設定した上で、間伐を実施する予定。

【対象地区の概要】

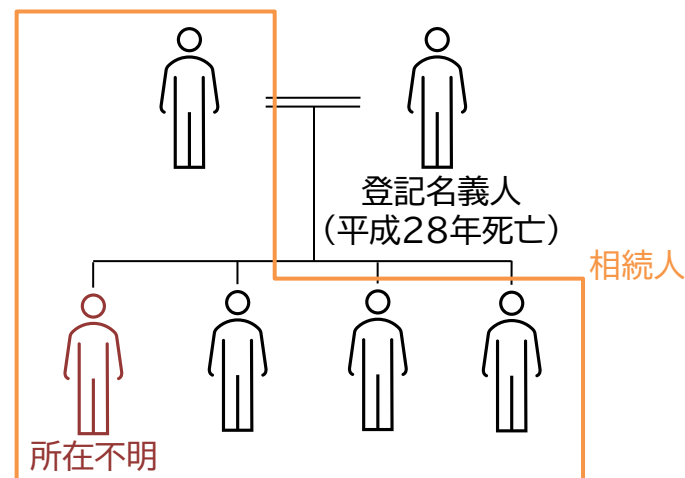
- 対象地区は、**集落に隣接しているものの、10年以上施業履歴がなく**、手入れが必要な森林が多数存在。
- 令和5年度までに周囲の14.51haの森林で集積計画を策定。令和5年以降、森林整備を実施予定。
- 当該共有者不明森林（3.78ha）についても、施業履歴がなく、**一体的に森林整備を実施する必要があるため**、特例措置を活用することとした。

【具体的な手続】

- 令和3年度：対象地区の意向調査を実施。
- 令和5年度：当該森林所有者の探索実施。
- 令和5年5月：集積計画案を作成した森林について、共有者の一部が不明であったため、経営管理権集積計画案の公告を開始。
- 令和5年12月：6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。

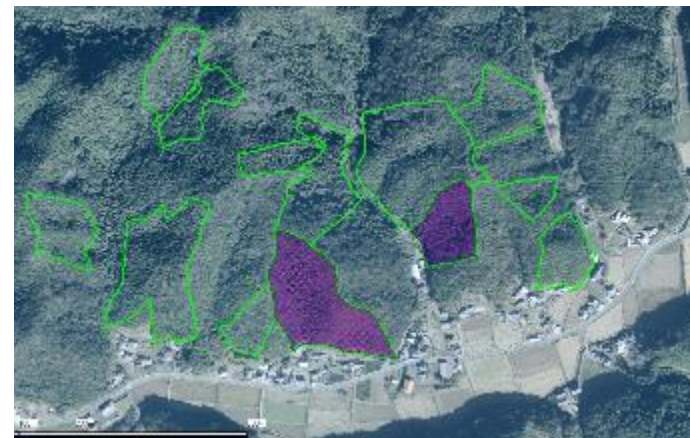
【探索の結果】

- 登記簿上の所有者は1名。
- 相続人への聞き取りから、**登記名義人が死亡**していることを確認。
- 戸籍謄本等から、登記名義人の相続人は5名いることが判明。
- 戸籍謄本等を取得し探索したものの、**相続人のうち1名について所在不明**。



【経営管理の内容】

- 計画期間は10年間。期間内に1回以上の間伐、年1回の巡視を実施予定。
- 施業の実施にあたり、溪畔林における不要な伐採は控える等、生物多様性に配慮。
- 令和5年度中に1回目の間伐を実施。



集積計画策定済み森林（14.51ha）

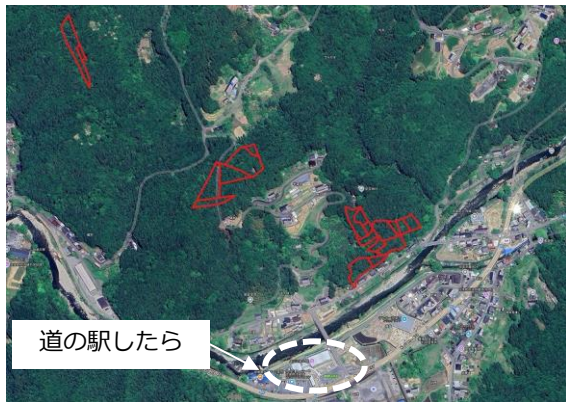
共有者不明森林（3.78ha）

【事例】所有者不明森林における集積計画の策定 | 愛知県設楽町

- ・ 設楽町では、森林経営管理制度と県発注の間伐事業を活用し、森林整備を実施していく方針。
- ・ 町内にある、道の駅周辺や公道沿いの民家に隣接する森林について、所有者が不明であり、森林整備が不可能な状態。
- ・ そのため、町は森林経営管理制度の所有者不明森林の特例措置を活用し、経営管理権を設定した上で、景観の確保及び公道沿いの防災事業として、間伐等を実施する予定。

【対象地区の概要】

- ・ 対象地区は、道の駅周辺や公道沿いの民家に隣接した森林が存在。
- ・ 施業履歴もなく、公益的機能の発揮が危ぶまれる状況。
- ・ 意向調査の結果、所有者が判明した森林については、県発注の間伐事業を活用し、森林整備を実施する方針。
- ・ 一部の森林について、所有者が不明。合計1.98haの森林で、県発注の間伐事業による整備が不可能な状態。



道の駅したら

所有者不明森林 (1.98ha)

【具体的な手続】

- ・ 令和5年12月： 対象地区の意向調査を実施
- ・ 令和6年1月～6月： 対象森林の所有者の探索実施
- ・ 令和6年8月： 計画案を作成した森林について、所有者が不明であったため、経営管理権集積計画案の公告を開始。

【所有者探索の結果】

登記名義人	探索の結果
A	・ 意向調査票を送付するも、宛先不明。 ・ 登記簿、林地台帳の住所を基に、戸籍謄本等を用いて所有者を探索したところ、平成12年に死亡していることが判明 ・ 相続人を探索し、配偶者及び子（3名）が死亡していること、子は全員未婚で、孫等も存在しないことを確認。 ※探索にあたり、県が設置している「あいち森林経営管理制度サポートセンター」を通じて法務相談を実施
B	・ 意向調査票を送付するも、宛先不明。 ・ 登記簿、林地台帳上の住所を基に、戸籍謄本等を請求するも、「該当なし」との回答。 ・ 戸籍謄本等を取得できないため、所有者不明と判断。

【経営管理の内容】

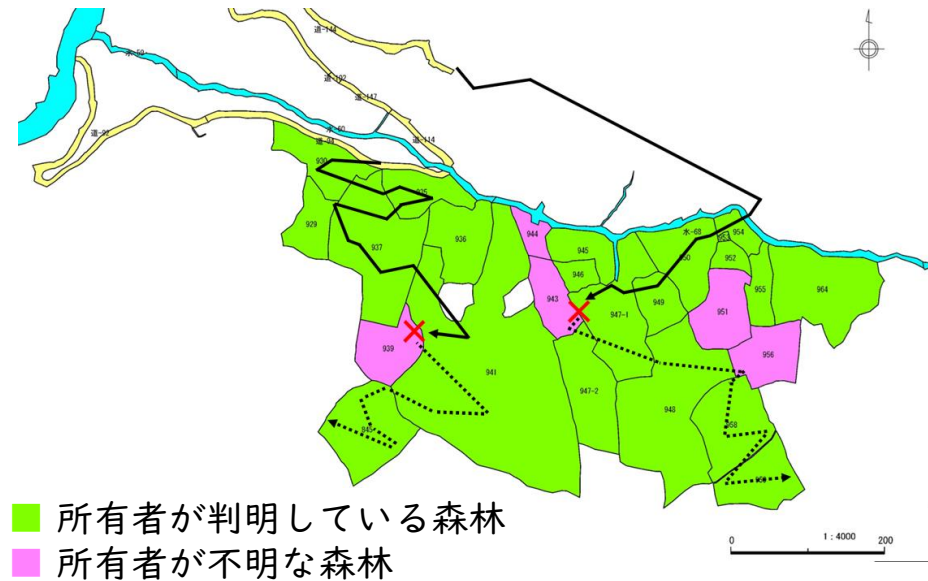
- ・ 令和6年度中に、集積計画を策定する予定。
- ・ 計画期間は15年間。期間内に間伐、年一回の巡視を実施する予定。
- ・ 景観維持の必要に応じて広葉樹を植栽することとしている。
- ・ 町としては道の駅からの景観の確保及び公道沿いの防災事業として、集積計画を策定した後、県発注の間伐事業と合わせて森林整備を実施する考え。

森林経営管理制度以外の手法が適していると考えられる事例

① 愛媛県久万高原町の事例

対象森林の状況

- 配分計画の対象森林のうち、5筆で所有者が不明。
- 当初、所有者が判明している森林内のみ作業道を開設する予定であったが、地形条件等から、木材の搬出には所有者不明森林を通過する線形への変更が必要となった。



久万高原町が行いたい経営管理の内容

- 町としては、所有者不明森林の特例措置を活用し、経営管理権を設定後、当該所有者不明森林については、作業道の開設・管理及びそれに伴う支障木の伐採のみを実施したい考え。

検討委員会で出た意見(抜粋)

- 所有者不明森林の特例措置を活用し、経営管理権を設定するのであれば、作業道の開設のみではなく、周囲の森林と一体的に間伐等の整備をしてはどうか。
- 作業道を開設するのみであれば、森林経営管理法ではなく、森林法の第50条、51条に基づき、使用権を設定する方が手段として適しているのではないか。

森林経営管理制度以外の手法が適していると考えられる事例

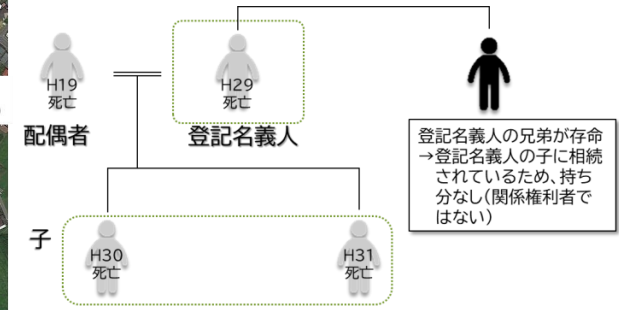
②青森県三戸町の事例

対象森林の状況

- 町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林で倒木が発生。整備の必要性があるものの、所有者全員が不明。
- 探索の結果、登記名義人及び相続人全員が死亡していることが判明



<対象森林空中写真>



<相続関係説明図>

三戸町が行いたい経営管理の内容

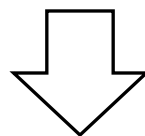
- 当該森林は、三戸町森林整備計画において、保健機能森林に指定。景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、そのような施業が行われているとは言い難い状況。
- 町としては、所有者不明森林の特例措置を活用し、皆伐を行って低木樹種の植栽を行いたい考え。

検討委員会で出た意見(抜粋)

- 所有者不存在が確定しているのであれば、所有者不明森林の特例措置の活用と並行して、相続財産清算人の制度を活用し、町が当該森林の所有権を取得してはどうか。
- 所有者不明土地管理人制度を活用することで、管理人に必要な処分等を実施してもらえる可能性があるので、新たな制度を活用する余地がある。

これまでの検討委員会の振り返り

- 森林経営管理法における所有者不明森林等の特例措置については、一定の知見を整理。
- 他方、所有者不明森林への対応については、その森林の状況や、その森林において実施したい経営管理の内容によっては、森林経営管理法以外の制度の活用が有効な場合も。
- 現行のガイドラインにおいて、その他法制度の活用についても紹介しているものの、活用にあたっての具体的なパターン分け、留意事項については、追記の余地があるのではないか。



森林経営管理法以外の法制度も含めた、所有者不明森林の対応についても、議論する余地があるのではないか。

加えて、議論を踏まえ、ガイドラインへの反映等により、所有者不明森林への対応を円滑化することができるのではないか。